

うに予定しております。

現在は、国道一六号線部分のシールド工事を施行中でございまして、本年八月には全路線の七〇％、約四・一キロが完了する見通しとなっております。本年度から最上流部の石畑地区の推進工事に着手しようとするものでございします。

なお、本年度工事については、工期の関係で、本件のその一工事と、議案第三十九号でお願いを申し上げておりますその二工事の二工区に分けておりますことと、もう一点、予算の上では、西住宅地区周辺排水路の第二二節補償費の不用額より三百八十一万円を工事請負費に流用いたしておりますこととあらかじめ申し添えていただきます。それでは、本工事の概要につきまして、資料の案内図により説明申し上げます。

工事場所は、瑞穂町石畑地区の八高線踏み切り近くから延長三百・六メートルの区間に、内径二千ミリの排水管を百七十八・二メートル、それから、内径一千三百五十三ミリの排水管を百一・四メートル、内径八百ミリ

の排水管二十一メートルをおのおの推進工法により施行しようとするものでございします。

次に、請負契約の内容につきまして説明申し上げます。

契約の目的は、西住宅地区周辺排水路（推進部）その一工事でございます。

契約の方法は、指名競争入れによる契約でございまして、指名業者数は十六社でございします。

契約の金額は、一億五千五百五十万円と相なっております。

なお、この入札の経過につきましては、次ページの資料に記載のとおりでございしますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に、工期でございしますが、契約確定の日から昭和六十年三月三十日までと相なっております。

契約の相手方は、東京都中央区銀座八丁目二番一号株式会社竹中土木代表取締役社長 竹中統一でございします。

以上、まことに雑駁でございましたが、議案第三十八号の説明に

かえらせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。これより議案第三十八号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、原案のとおり同意されました。

○議長（田村市郎君） 日程第十三 議案第三十九号 西住宅地区周辺排水路（推進部）その二工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十九号 西住宅地区周辺排水路（推進部）その二工事請負契約につきまして説明申し上げます。

本件は、ただいま御議決を賜りました議案第三十八号のその一工事のさらに上流部分でございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の議決を得るべく御提案を申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして、資料の案内図によりまして説明申し上げます。

工事場所は、その一工事の上流部で、延長三百九十八メートルの区間に、内径二百ミリの排水管を二百七十五、四メートル、内径八百ミリの排水管百二十三、三メートルをそれぞれ推進工法により施行しようとする。

ものでございます。

次に、請負契約の内容につきまして説明申し上げます。

契約の目的は、西住宅地区周辺排水路（推進部）その二工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。指名業者数は十六社でございます。

契約の金額は、一億一千二百万円と相なっております。

なお、この入札経過につきましては、次ページの資料に記載されたとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に、工期でございますけれども、契約確定の日から昭和六十年三月二十日までと相なっております。

契約の相手方は、東京都福生市志茂百六十一番地 田村建設工業株式会社代表取締役 田村誠一でございます。

以上、まことに難題でございますけれども、議案第三十九号につきまして説明にかえさせていただきます。よろしく御審議を賜りまし

て、原案とおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十九号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（田村市郎君） 日程第十四 議案第四十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○ 助役 (古谷徳男君)

御指名がございましたので、議案第四十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市大字福生二一四三番地一宗教法人福生不動尊が昭和五十四年二月一日から児童遊園用地として市に土地を無償提供している奇特な行為に対しての表彰でございます。表彰審査委員会の答申をいただき、ここに一般表彰をいたそうとするものでございます。遊園地の所在地、面積は、お手元の議案書のとおりでございます。慎重に御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。説明いたします。

○ 議長 (田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○ 二十番 (指田保雄君)

一般表彰ということでは、非常に結構なことだと思います。この理由を拝見しますと、五十四年からのことですから、すでに五年

間ですね、土地を無償で借してくれたい、こういうことだと思っておりますが、次のこれはこれから議題になってくるんですが、四十二号の木村さんは、四十九年から土地を借してくれていたわけです。そうすると、不動尊さんが五年ということになりますと、木村さんはもう少し早く表彰してもよかったです。これはないかという素朴な疑問がわくんですが、この辺はどうなっているんでしょうか。

○ 総務部長 (浅見裕康君)

自席からお答え申し上げます。

全く御指摘のとおりでございます。

ただ、私どもの表彰の手続として、各主管から上がってきたものをまとめて審査会に御諮問申し上げるという方法をとっております。また、この四十一号あるいは四十二号でお願いいたします一般表彰の件につきましては、初めてのケースとして、こうしたいわゆる児童学習曲展園というふうなことを一応その奇特な行為として担当の方から上がってきたというふうなことでございまして、確かにそういった意味では、いまごろ何だというふうなことに相なるとも思いますけれども、たまたまそういう一つ

の行為がこちらの方まで上がってこなかったというふうな経過がございます。今回、初めて表彰の対象になるというふうな経緯でございます。そういった意味においては、本当に遅れまして申しわけないんでございますが、今後、十分に気をつけたいというふうに思います。よろしく願います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第四十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十

号は、原案のとおり同意せられました。

○議長(田村市郎君) この際、日程第十五及び日程第十六の二案

を一括して上程いたします。

日程第十五 議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰

について

日程第十六 議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰

について

の二案を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので、議案第四十一号

及び議案第四十二号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第四十一号は、福生市大字熊川一〇二番地 石川末男氏が

福生第五小学校の児童に昭和五十四年四月一日から児童学習農園用地として無償で提供している行為に対しての表彰でございます。

次に、議案第四十二号は、福生市大字福生五〇一番地 木村輝行氏が、福生第七小学校の児童に昭和四十九年四月一日から児童学習

農園用地を無償で提供している行爲に対しての表彰で、二案とも表彰審査委員会の答申をいたたきまして、ここに表彰をいたそうとするものでございます。

なお、農園用地の所在地、面積は、いずれもお手元の議案書のとおりでございます。

慎重御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして説明いたします。

なお、ただいま指田議員さんから御指摘がありました木村氏に對しましては、時期が相当経過してあるわけでございますが、この点表彰審査委員へ云におきましてもしつゝ御指摘をいただいたわけでございます。ただいま申し上げましたように、表彰の手續が遅れましたことをおわび申し上げまして、その点も含めてよろしく願ひいたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本二案に対する質疑を行います。

○議長（田村市郎君） （「なし」と呼ぶ者あり）  
以上で質疑は終わります。

これより議案第四十一号及び議案第四十二号の二案について採決いたします。

お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号及び議案第四十二号の二案は、それぞれ原案のとおり同意されました。

○議長（田村市郎君） 日程第十七 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。  
地方自治法第三十七条の規定により、高水惣八君の退席を求めます。

（田村市郎君） （十八番） 高水惣八君退席）

○議長（田村市郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君登壇）

○助役（古谷徳男君） 御指名でございますので、議案第四十三号、

福生市表彰条例に基づき一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、福生市大字熊川三四三番地高水物心八氏が、福生交通安全協会福生支部の役員として多年にわたり交通安全の活動に貢献されました。その功績に対しての表彰でございます。表彰審査委員会の答申をいただきましたので、ここに一般表彰をいたそうとするものでございます。

なお、役員歴は、お手元の議案書のとおりでございますので、慎重に御審議をいたさまして、原案の通り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑を終めます。

これより議案第四十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十三

号は、原案のとおり同意されました。

（十八番 高水物心八君入場）

○議長（田村市郎君） この際、日程第十八及び十九の二案を一括して上程いたします。

日程第十八 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰

について

日程第十九 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰

について

の二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名でございますので、議案第四十四号及び

議案第四十五号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第四十四号は、福生市大字福生一、一五三番地 古谷潔氏。議

案第四十五号は、福生市大字福生二、一六九番地 十八柳川久雄氏。こ

のお二人は、福生交通安全協会福生支部の役員として多年にわたり

交通安全の活動に多大の貢献をなされましたので、その功績に対しての

表彰で、表彰審査委員会の答申をいただきましたので、ここに一般

表彰をいたそうとするものでございます。

役員歴は、お二人ともお手元の議案書のとおりでございます。

どうぞ慎重御審議をいただきまして、原案どおり御可決いた

さますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第四十四号及び議案第四十五号の二案について採決いたします。

お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第四十

四号及び議案第四十五号の二案は、それぞれ原案のとおり同意せ

ました。

○議長(田村市郎君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしま

した。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十四日から二十日までの七日間休会とするこ  
しに御異議ありませんか。

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって明十四日から  
二十日までの七日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、今回の本会議は六月二十一日午前十時から開きます。  
本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分 散会

第二 回福生市議会 定 例 会会議録（第七号）

昭和五十九年 六月二十一日福生市議会議場に第二 回福生市議会定例会が開催された。  
一 出席議員は次のとおりである。

|             |            |
|-------------|------------|
| 一番 杯田 武君    | 二番 在原 博君   |
| 三番 村野 和一郎君  | 四番 石川 泰一君  |
| 五番 赤星 行人君   | 六番 齋藤 葵君   |
| 七番 井上 寅吉君   | 八番 石川 保君   |
| 九番 上野 重勝君   | 十番 木村 徳藏君  |
| 十一番 原 敏子君   | 十二番 遠藤 洋一君 |
| 十三番 小野沢 久君  | 十四番 仲村 清信君 |
| 十五番 加藤 謹之助君 | 十六番 高水 惣八君 |
| 十七番 東田 正治君  | 十八番 堀川 實君  |

|      |     |     |      |    |     |
|------|-----|-----|------|----|-----|
| 十九番  | 宮沢  | 良一君 | 二十番  | 指田 | 保雄君 |
| 二十一番 | 田村  | 市郎君 | 二十二番 | 村尾 | 栄次君 |
| 二十三番 | 木林田 | 治男君 | 二十四番 |    |     |

一 欠席議員は次のとおりである。

二十四番 関 米吉君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第一回新市市議会

支

開

会会開議（雨 大 曇）

即時開議（雨 大 曇） 第二回新市市議会 支開会会開議（雨 大 曇）

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 森田進君

臨時速記事務補佐員 島田幸治君

川久保反子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄君

助役 古谷徳男君

収入役 高水永君

教育長 森田猛君

企画財政部長 生子国利君

総務部長 浅見裕康君

市民部長 井上久男君

福祉部長 須崎進君

建設部長 内田和雄君

教育次長 八木房雄君

監査委員事務局長事務取扱 木林田武君

選挙管理委員会事務局局長 篠崎寛君

参事

開議日程 六月二十一日（木）午前十時